

# 平成28年奈良県広域消防組合議会第1回定例会会議録

平成28年2月26日（金曜日）午後2時20分 開会

---

## 議 事 日 程

平成28年2月26日（金曜日）午後2時20分 開議

- |        |            |                                                                             |
|--------|------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 会期の決定      |                                                                             |
| 日程第 2  | 会議録署名議員の指名 |                                                                             |
| 日程第 3  | 議長諸報告      |                                                                             |
| 日程第 4  | 管理者行政報告    |                                                                             |
| 日程第 5  | 一般質問       |                                                                             |
| 日程第 6  | 報第 1 号     | 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について                                                       |
| 日程第 7  | 報第 2 号     | 奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について                            |
| 日程第 8  | 承第 1 号     | 奈良県広域消防組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて           |
| 日程第 9  | 議第 1 号     | 奈良県広域消防組合行政不服審査会条例の制定について                                                   |
| 日程第 10 | 議第 2 号     | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について                                              |
| 日程第 11 | 議第 3 号     | 奈良県広域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について                                 |
| 日程第 12 | 議第 4 号     | 奈良県広域消防組合の消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例の一部を改正する条例について                               |
| 日程第 13 | 議第 5 号     | 奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例及び奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議第 6 号     | 奈良県広域消防組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について                                        |
| 日程第 15 | 議第 7 号     | 奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について                                               |
| 日程第 16 | 議第 8 号     | 平成27年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第2号）について                                            |
| 日程第 17 | 議第 9 号     | 平成27年度奈良県広域消防組合山辺消防事業特別会計補正予算（第2号）について                                      |
| 日程第 18 | 議第 10 号    | 平成27年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計補正予算（第2号）について                                      |
| 日程第 19 | 議第 11 号    | 平成27年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計補正予                                                |

|       |       |                                           |
|-------|-------|-------------------------------------------|
|       |       | 算（第2号）について                                |
| 日程第20 | 議第12号 | 平成27年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第21 | 議第13号 | 平成27年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計補正予算（第2号）について    |
| 日程第22 | 議第14号 | 平成27年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計補正予算（第2号）について    |
| 日程第23 | 議第15号 | 平成27年度奈良県広域消防組合葛城消防事業特別会計補正予算（第2号）について    |
| 日程第24 | 議第16号 | 平成27年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計補正予算（第2号）について    |
| 日程第25 | 議第17号 | 平成27年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計補正予算（第2号）について    |
| 日程第26 | 議第18号 | 平成27年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予算（第2号）について   |
| 日程第27 | 議第19号 | 平成27年度奈良県広域消防組合香芝・広陵消防事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第28 | 議第20号 | 平成27年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第2号）について   |
| 日程第29 | 議第21号 | 平成28年度奈良県広域消防組合一般会計予算について                 |
| 日程第30 | 議第22号 | 平成28年度奈良県広域消防組合山辺消防事業特別会計予算について           |
| 日程第31 | 議第23号 | 平成28年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計予算について           |
| 日程第32 | 議第24号 | 平成28年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計予算について           |
| 日程第33 | 議第25号 | 平成28年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計予算について         |
| 日程第34 | 議第26号 | 平成28年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計予算について           |
| 日程第35 | 議第27号 | 平成28年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計予算について           |
| 日程第36 | 議第28号 | 平成28年度奈良県広域消防組合葛城消防事業特別会計予算について           |
| 日程第37 | 議第29号 | 平成28年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計予算について           |
| 日程第38 | 議第30号 | 平成28年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計予算について           |
| 日程第39 | 議第31号 | 平成28年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計予算について          |

- 日程第４０ 議第３２号 平成２８年度奈良県広域消防組合香芝・広陵消防事業特別会計  
予算について
- 日程第４１ 議第３３号 平成２８年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計予算  
について
- 日程第４２ 議第３４号 奈良県広域消防組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償  
等に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

#### 出席議員（２５名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| １番  | 大橋基之君  | ２番  | 畑中重一君 |
| ３番  | 志野孝光君  | ４番  | 竹邑利文君 |
| ５番  | 藤井孝博君  | ６番  | 太田好紀君 |
| ７番  | 温井利一君  | ８番  | 大垣良夫君 |
| ９番  | 下中一郎君  | １０番 | 森宏範君  |
| １１番 | 森田瞳君   | １２番 | 平井康之君 |
| １３番 | 山本裕樹君  | １４番 | 木村忠雄君 |
| １５番 | 西川弥三郎君 | １６番 | 小泉梓君  |
| １７番 | 水本実君   | １８番 | 西村元秀君 |
| １９番 | 細川佳秀君  | ２０番 | 東川裕君  |
| ２１番 | 廣井三平君  | ２２番 | 青木弘行君 |
| ２３番 | 阪中隆一君  | ２４番 | 北川重信君 |
| ２５番 | 吉田信弘君  |     |       |

#### 欠席議員（０名）

#### 地方自治法第１２１条の規定により出席した者

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 管 理 者     | 森下豊君  | 副 管 理 者   | 上田清君  |
| 副 管 理 者   | 北岡篤君  | 消 防 長     | 平城満君  |
| 副 消 防 長   | 山本洋君  | 副 消 防 長   | 山内孝道君 |
| 総 務 部 長   | 井上和幸君 | 人 事 部 長   | 藤谷光弘君 |
| 警 防 部 長   | 中南仁克君 | 企 画 調 整 監 | 松本和彦君 |
| 救 急 部 長   | 丹治準治君 | 予 防 部 長   | 山本良夫君 |
| 運営企画室次長   | 堀井能成君 | 総 務 部 次 長 | 中井強司君 |
| 人 事 部 次 長 | 南秀樹君  | 警 防 部 次 長 | 左手雅基君 |
| 通信指令センター長 | 松本圭祐君 | 救 急 部 次 長 | 和田利和君 |
| 予 防 部 次 長 | 矢追正則君 | 会 計 管 理 者 | 浅川和昭君 |
| 監査委員事務局長  | 宮田直樹君 | 総 務 課 長   | 徳永達也君 |

---

## 会議に従事した事務局職員

議会事務局長 上 島 秀 友 君

議会事務局次長 松 波 宏 昭 君

---

午後 2 時 2 0 分 開会

○議長（大垣良夫君） ただいまより、平成 2 8 年奈良県広域消防組合議会第 1 回定例会を開催いたします。

議員定数 2 5 名中、全員出席でございます。会議は成立いたしました。

それでは、本日の会議を開きます。

---

## 管理者開会挨拶

○議長（大垣良夫君） 日程に先立ちまして、管理者からご挨拶の申し出がございましたので、これを許可いたします。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

先ほどの全員協議会に引き続きまして、平成 2 8 年奈良県広域消防組合議会第 1 回定例会を開催させていただきます。

議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、そして先ほどの全協に引き続きましてご出席をいただきまして。まことにありがとうございます。

本会議では、平成 2 8 年度当初予算案をはじめ、報告案 2 件、承認案 1 件、条例改正案 8 件、補正予算案 1 3 件の議案につきまして、ご審議をお願いいたしております。

何とぞよろしくご審議賜りますことをお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（大垣良夫君） ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元の一覧のとおりであります。

議事進行につきましては、奈良県広域消防組合議会会議規則に基づいて進行いたしたいと思っております。

---

## 日程第 1 会期の決定

○議長（大垣良夫君） 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議なしと認め、よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

## 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（大垣良夫君） 日程第 2、奈良県広域消防組合議会会議規則第 6 7 条の規定により、会議録署名議員を指名いたします。

1 8 番、西村元秀議員、2 3 番、阪中隆一議員を指名いたします。

---

### 日程第3 議長諸報告

○議長（大垣良夫君） 日程第3、議長諸報告については、平成27年10月分から平成28年1月分までの例月出納検査の結果について、監査委員より提出があり、それぞれの写しを配付しておりますので、ご清覧おきお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 管理者行政報告

○議長（大垣良夫君） 日程第4、管理者より行政報告を受けることにいたします。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 行政報告につきましては、平成27年11月から平成28年1月末までの主要な事業について報告させていただいております。お手元に配付させていただいております行政報告をご清覧おきいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（大垣良夫君） 以上をもって行政報告を終わります。

---

### 日程第5 一般質問

○議長（大垣良夫君） 続きまして、日程第5、一般質問を行います。

質問通告が来ておりますので、お手元に配付しております一般質問通告一覧表に従って発言を許可します。

4番、竹邑利文議員。

○4番（竹邑利文君） 議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

1、体制と自賄いについて。

本年4月には3年目を迎え、第1ラウンドの総務部門の統合から、第2ラウンドである現場部門の統合として指令センターの統合に入った。その中で、現場部門では、過去の旧組合の枠組みは完全になくなり、奈良県広域全体として災害と対峙する体制になっている。これは、奈良県広域になったメリットでもあり、当然のことながら、住民サービスの観点からもメリットのある必然的な体制である。ただ、このような消防の広域化のメリットを最大限に出すことは当然としても、一方で消防力の適正化について言えば、奈良県広域としてメリットというものの、奈良県広域としての人員配置、車両配置を検討して、現在のメリットをアピールしているものではない。むしろ、旧の消防本部は、当時随時出した人員縮減の総配置数はそのままである。

これについては、当時の首長が決められた数字に基づき締結されたことであるものの、当時の広域化発足前の各区分が現状の職員数、車両等について検討する際、現在の出動体制のような将来ビジョンを示された中での数値ではないことを危惧します。

当時は、広域になることは最重要課題であり、広域化によって人件費等を削減することが主なこととした広域のメリットということであり、そういった意味では仕方ないかもしれないが、実際に広域組合になって、旧の消防本部の枠組みを完全に撤廃して、奈良県広域として全体で災害対応していくものであるから、当然それに応じた署の職員数、車両数等の適正配置も奈良県広域として全体的に数字を出した上での人と車や署の位置等を両輪で同時進行しながら考えるべきだ。

当時の数字は重いとは理解しているが、消防はマンパワーにより住民の安心と安全を守

ってくれる職種である。

このことから、指令センターの完全統合により、奈良県広域としてメリットを出していくというが、その人数は過去の消防本部の出した数字によるものであれば、その体制の動きに対応できる消防力であるかどうかは疑問であり、住民の安心、安全についても、奈良県広域になっていながらその安心、安全には各自治体によって不公平感が出ると思う。大きく減らしているところ、減らしていないところ、中長期ビジョンの数字がばらばらである。まさに、これは当時何らかの明確なビジョンに基づいて示されたものではないことは明らかであり、当時の各消防本部のそれぞれの管轄を基準として判断されたものであり、当然現在の奈良県広域としての新体制に基づく各消防署の位置や人口や出動件数等を今の出動体制を踏まえて、奈良県広域の将来ビジョンをもとに出された数字ではない。数字の統一根拠がないのだからと見解もばらばらで、削減数字の大小もばらばらであるのは当たり前の話である。

このことから、当時出された職員数は当時の状況も理解しているから否定はしない。ただ、もう奈良県広域として3年目を迎えようとして、現に旧の枠組みにとらわれず、奈良県広域として全体で管内の安心、安全を守ろうと推進している中で締結されたものとはいえ、当時の統一した根拠のない数字を33年まで背負うのではなく、現状の奈良県広域として出動体制等を踏まえ、総合的な見地で署の車両数、職員数を現状に合わせて再考すべきと思われる。

そうすることにより、負担が増えるとか減るとか、各自治体単位の損得の話になることは想定できるが、各地で大きな災害が発生している昨今の状況である。予算の削減は当然であるが、住民の安心、安全を犠牲にしてまで消防職員の人員を削減してほしいという住民は一人もいないはずである。やはり、各区分の意向や自治体の意向に耳を傾ける必要が当然あると思うが、平野部、山間部と地域の事情が違い過ぎる中で、37自治体や11区分が言い合っても将来的には絶対1つにはならない。我々組合議会もあるのだから、奈良県広域としても全体で住民の安心、安全に対する取り組みに理解を求める努力をして、組合全体で奈良県広域の自治体を守っていくんだという形を示すことの努力をするべきではないか。いつまでも自賄い方式ということを理由に、全体を捉えた建設的な意見にブレーキがかかり、自賄いを前提に話をしなければならない議論なら、いつまでたっても寄せ集めの消防にすぎず、本当の意味での奈良県消防組合にはならないし、住民にとっても不幸なことである。表の顔が一つになっても中身が過去の区分のしがらみから脱却できないのであれば、本当の広域化の成功とはならない。是非、中身や各自治体の損得を含め、考え方がバラバラのままの住民の安心、安全を守ることでは、絵に描いた餅であり、広域化のメリットは達成できない。90万の大規模消防である奈良県広域としての広範囲の組合管内の安心、安全が質、量とも充実した職員、装備により守られていることを実感できるようにしてください。

33年には職員数割もある中で、是非それまでに各区分ではなく、奈良県広域として結論を出していくことが必要である。よろしくお答えください。

2番目。磯城署の老朽化について。

地元の事案で申しわけないですが、磯城署においては51年6月竣工の40年経過で、老朽化が進んでおります。広域組合として、建て替え、新築の構想はありますか。あるの

であれば、この際、近隣の広陵署とは距離的に近く、磯城署は約26キロ平方、4万7,000人担当区域で、統合すればトータル約47平方キロ、8万1,000の中規模な署として発足できます。検討の余地は十分あると思われます。よろしくお答えください。

○議長（大垣良夫君） ただいまの質問に対して答弁をお受けいたします。

質問項目の1番については堀井次長に、2番については中井次長にそれぞれ答弁をお願いいたします。

堀井次長。

○運営企画室次長（堀井能成君） 運営企画室、堀井と申します。どうぞよろしくお願い致します。

ただいま竹邑議員からのご質問の1点目、旧の署管轄単位の動きでなくなっていくのに、職員数、車両数等の適正配置を考慮しないのかというご質問でございます。この設問に対してお答えいたします。

本年4月から、通信指令センターの運用に伴い、旧の消防本部の枠組みを超えて消防車両が出動することになります。一方、平成28年度には、消防署所の配置、消防署に配置すべき車両、人員など、奈良県広域消防組合の消防力の適正水準について、消防に関する専門機関に委託して、科学的かつ客観的に調査及び分析を加えた上で、中長期ビジョンとして策定する予定でございます。

車両や職員の適正配置を検討する上で、旧消防本部の枠組みを超えた出動状況を勘案する必要があると考えており、4月からの出動状況を注視していきたいと考えております。

議員お述べの、自賄いの垣根を取り払い、管内全体を見据えた消防力の強化に取り組むべきだとのことご意見については、ごもっともとは存じますが、現在のところ、当組合規約第16条第1項には、人件費について職員数に応じて区分を構成する市町村が負担する旨規定しており、職員数についてある区分で増加するとその区分を構成する市町村の負担が増加するということになります。

職員の配置について、区分間で変動させると、市町村間で負担金の増減が生じることから、職員数を変動させることには大きなハードルがあるということを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（大垣良夫君） 中井次長。

○総務部次長（中井強司君） 総務の中井でございます。よろしくお願いいたします。

2番目に、竹邑議員から質問のありました磯城署の老朽化について、磯城消防署の建て替えの構想があれば広陵署と統合はできるのかという質問に対しまして答弁させていただきます。

磯城消防署は、昭和51年6月竣工の建物で、現在まで約40年経過した建物であります。当該建物は、昭和56年6月以前に設計されているため、新耐震基準の要件を満たした建物ではなかったことにより、旧山辺広域行政事務組合時代に3,180万4,000円を投入し、平成26年1月に耐震補強を完了させたもので、建物として約20年耐えられるよう補強をしましたので、現在建て替えの予定はございません。

このことによりまして、広陵署と統合の計画は現在ありません。

統廃合は、1番目の質問でありました職員数、車両数も含めて、庁舎の老朽化も見きわめ、総合的に今後考えるべきこととして、適正配置できるよう検討しているところでござ

います。

以上で説明を終わります。

○議長（大垣良夫君） ほかに質問。

竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。私は第2回定例会とほぼ同じ質問をさせていただきました。

統合の大きな目的は、総務部門の人員減であり、現状では特別会計、一般会計がまだある限り、総務部門の減員は不可能と思われる。

住民の皆様は、出火がなければ、極端に言えば、署員は遊んでいると思われる。消火栓の点検、防災指導、査察等業務は多々あります。現場の消防力を高めるには、喫緊の課題である。現場は人員不足で苦闘している。人員減するだけでは評価できない。今後の現場直近車両選定方式なり、3部制に移行するとお聞きしておりますが、ますます人員不足になると思われます。住民が消防職員に求める水準は高まっています。民間は、失敗すれば会社が潰れるだけですが、消防行政の失敗で困るのは住民です。真の人材育成、組織の活性化には何が適切か、議会は人事異動には介入できないが、定数は介入できます。

2年間を振り返り、奈良県広域に対する各区分の負担金はこれでよいのでしょうか。地方交付税の消防費に係る使途の費消率を是正するには、やはり自賄いを解消して、もとの基財割にするのがよき進行策と思われます。

我々は、37自治体の代表であります。よき知恵を出し合おうではありませんか。今後ともよろしくお願いします。

2に関して、磯城署の老朽化は著しく、災害拠点、署員の身体を守るためにも考慮してください。

参考に、国保中央病院は広陵、田原本、三宅、川西4町で運営しております。広陵署と統合できれば本当の意味での区分を超えての統合で、広域の目的を達成できると思料します。

ご答弁、以上、ありがとうございました。答弁は結構です。

○議長（大垣良夫君） 以上をもって、4番、竹邑利文議員の一般質問を終了いたします。

これで一般質問を終わります。

これより議案の審議に入ります。

---

## 日程第6 報第1号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

○議長（大垣良夫君） 日程第6、報第1号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、管理者に報告を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 報第1号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告につきまして、救急出動において発生させた損傷事故に係る損害賠償の額の決定についての報告でございます。

議案の1ページ、報第1号のとおり報告いたしますので、ご了承おきお願いいたします。

---

## 日程第7 報第2号 奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を



### 改正する条例の専決処分の報告について

○議長（大垣良夫君） 日程第7、報第2号、奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、管理者に報告を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 報第2号、奈良県広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、議案の2ページ、報第2号のとおり報告いたしますので、ご了承おきお願いいたします。

---

### 日程第8 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（大垣良夫君） 日程第8、承第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 承第1号、奈良県広域消防組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案の3ページ、承第1号をご覧ください。

本案は、厚生年金保険法等の改正により共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴いまして、組合員に対し傷病補償年金等の支給額を改めるため、必要な措置を行うものでございます。

なお、本改正は、平成27年10月1日にさかのぼって適用するものであり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法179条の規定により専決処分いたしましたものであります。ご承認を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（大垣良夫君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

承第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、承第1号を原案どおり承認することに決しました。

---

### 日程第9 議第1号 奈良県広域消防組合行政不服審査会条例の制定について

○議長（大垣良夫君） 次に、日程第9、議第1号、奈良県広域消防組合行政不服審査会条例の制定について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第1号、奈良県広域消防組合行政不服審査会条例の制定についてご説明申し上げます。

議案の８ページ、議第１号をご覧ください。

本案は、行政不服審査法の改正によりまして、従来の異議申し立てが審査請求に統一されることに伴いまして、審査庁の諮問に応じ、第三者機関に審査を行わせるため、本組合に審査会を設置するものであります。

○議長（大垣良夫君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第１号、奈良県広域消防組合行政不服審査会条例の制定について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、議第１号を原案どおり可決することに決しました。

---

#### 日程第１０ 議第２号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（大垣良夫君） 次に、日程第１０、議第２号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第２号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

議案の１０ページ、議第２号をご覧ください。

本案は、行政不服審査法の改正に伴う審理員制度を適用するに当たりまして、情報公開条例及び個人情報保護条例に係る審査請求を適用除外する他、関係７条例を一括して改正するものであります。

なお、適用除外としました情報公開条例等におきましては、不服申し立ての文言を審査請求に統一する等の改正を併せて行うものであります。

○議長（大垣良夫君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第２号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、議第２号を原案どおり可決することに決しました。

---

#### 日程第１１ 議第３号 奈良県広域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大垣良夫君） 次に、日程第１１、議第３号、奈良県広域消防組合人事行政の運

営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。  
森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第 3 号、奈良県広域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案の 15 ページ、議第 3 号をご覧ください。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の改正に伴いまして、人事行政の運営等の状況を公表する項目につきまして勤務評定が削除され、人事評価及び退職管理が追加されることになりました。また、行政不服審査法の改正に伴いまして、文言が審査請求に統一されることから、本条例を改正するものでございます。

○議長（大垣良夫君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第 3 号、奈良県広域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、議第 3 号を原案どおり可決することに決しました。

---

## 日程第 12 議第 4 号 奈良県広域消防組合の消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（大垣良夫君） 次に、日程第 12、議第 4 号、奈良県広域消防組合の消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第 4 号、奈良県広域消防組合の消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の 17 ページ、議第 4 号をご覧ください。

本案は、消防長及び消防署長の資格の基準につきまして、組合外部からの人材登用が市町村に限定されているため、今後、消防行政に関する高度な知識及び経験を有する国家公務員からの登用に門戸を広げるため、本条例の改正を行うものでございます。

○議長（大垣良夫君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第 4 号、奈良県広域消防組合の消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、議第４号を原案どおり可決することに決しました。

---

日程第１３ 議第５号 奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例及び奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大垣良夫君） 次に、日程第１３、議第５号、奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例及び奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第５号、奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例及び奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案の１９ページ、議第５号をご覧ください。

本案は、人事院勧告の実施に伴いまして、平成２７年４月１日にさかのぼって給料表を１，１００円、職員の初任給を２，５００円引き上げ、１２月分の勤勉手当を０．１月分引き上げるものであります。

また、平成２８年６月以降の一般職の勤勉手当の支給割合を６月分、１２月分ともに０．８月分にする等の改正を行うものでございます。

その他、等級別基準職務表を本条例に追加する他、行政不服審査法の施行に伴います所要の改正を行うものでございます。

○議長（大垣良夫君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第５号、奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例及び奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、議第５号を原案どおり可決することに決しました。

---

日程第１４ 議第６号 奈良県広域消防組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大垣良夫君） 次に、日程第１４、議第６号、奈良県広域消防組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第６号、奈良県広域消防組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の２５ページ、議第６号をご覧ください。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、平成２８年４月採用予定の職員が遠方からの赴任となる可能性があることから、赴任に伴います移動距離を５００キロ以上を適用範囲と規定し、本条例の必要な改正を行うものでございます。

○議長（大垣良夫君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第６号、奈良県広域消防組合の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、議第６号を原案どおり可決することに決しました。

---

#### 日程第１５ 議第７号 奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（大垣良夫君） 次に、日程第１５、議第７号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第７号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案の２９ページ、議第７号をご覧ください。

本案は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の改正に伴いまして、家庭用ガスこんろにガスグリドルを備えた機器及び電磁誘導加熱式調理器の流通によりまして、本条例に当該設備及び器具を追加するものでございます。

○議長（大垣良夫君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第７号、奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、議第７号を原案どおり可決することに決しました。

---

#### 日程第１６、議第８号、平成２７年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第２号）から日程第２８、議第２０号、平成２７年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第２号）までについて

○議長（大垣良夫君） 日程第１６、議第８号、平成２７年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第２号）から、日程第２８、議第２０号、平成２７年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第２号）までの１３議案について、補正予算の件であ

るので、一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 一般会計補正予算及び各特別会計の補正予算につきましては、奈良県広域消防組合という文言につきましては省略させていただきますので、ご了承いただきますと思います。

本案は、平成27年度一般会計、各特別会計の補正予算について説明を申し上げます。

その内容は、お手元に提出しております一般会計、特別会計補正予算書及び補正予算に関する説明書に詳細に記載しております。

それでは補正予算の概要について、逐次説明いたします。

まず、議第8号、一般会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

別冊の補正予算書の1ページ、議第8号をお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ6,653万4,000円減額し、26億844万1,000円とする減額補正であります。

歳出につきましては、臨時職員賃金、平成27年度採用職員人件費、入札減によります指令システム庁舎改修費、償還金利子及び一時借入金利子をそれぞれ減額するものでございます。

歳入につきましては、県支出金、各特別会計繰入金及び指令システム庁舎改修に係る組合債を減額するものでございます。

次に、議第9号、平成27年度山辺消防事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、7ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ1億1,493万1,000円増額し、18億8,587万円とする補正であります。

歳出につきましては、人事院勧告等に伴い人件費の増額する他、基金積立金及び予備ポンプ車等へAVM搭載費用を追加し、また一般会計繰出金及び天理消防署庁舎総合管理業務委託料を減額するものでございます。

歳入につきましては、高規格救急車の国庫補助金を追加し、平成26年度からの繰越金を計上するものでございます。

次に、議第10号、平成27年度桜井消防事業特別会計補正予算（第2号）について、11ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ1,135万3,000円増額し、11億2,186万4,000円とする補正でございます。

歳出につきましては、人事院勧告に伴い人件費を増額する他、基金積立金を増額し、一般会計繰出金を減額するものでございます。

歳入につきましては、平成26年度からの繰越金を計上いたしております。

次に、議第11号、平成27年度五條消防事業特別会計補正予算（第2号）について、17ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ1,913万6,000円増額し、8億2,645万円とする補正であります。

歳出につきましては、基金積立金を増額し、職員退職に伴います人件費及び十津川分署

訓練塔設計料等を減額するものでございます。

歳入につきましては、高規格救急車の国庫補助金及び平成26年度からの繰越金を計上するものでございます。

次に、議第12号、平成27年度大和郡山消防事業特別会計補正予算（第1号）について、21ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ506万4,000円増額し、7億3,933万1,000円とする補正であります。

歳出につきましては、人事院勧告等に伴います人件費及び基金積立金を増額し、一般会計繰出金を減額するものでございます。

歳入につきましては、平成26年度からの繰越金を計上するものでございます。

次に、議第13号、平成27年度西和消防事業特別会計補正予算（第2号）について、25ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ4,154万4,000円増額し、16億9,487万3,000円とする補正であります。

歳出につきましては、人件費及び基金積立金を増額し、一般会計繰出金を減額するものでございます。

歳入につきましては、平成26年度からの繰越金を計上するものでございます。

次に、議第14号、平成27年度宇陀消防事業特別会計補正予算（第2号）について、29ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ340万2,000円増額し、11億817万2,000円とする補正であります。

歳出につきましては、人件費及び基金積立金を増額し、一般会計繰出金を減額するものでございます。

歳入につきましては、オークションによる水槽付きポンプ車等の売却収入及び平成26年度からの繰越金を計上するものでございます。

次に、議第15号、平成27年度葛城消防事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、33ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ816万4,000円増額し、4億8,272万4,000円とする補正であります。

歳出につきましては、基金積立金を増額し、一般会計繰出金を減額するものでございます。

歳入につきましては、オークションによる水槽付きポンプ車の売却収入及び平成26年度からの繰越金を計上するものでございます。

次に、議第16号、平成27年度吉野消防事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、37ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ1,324万6,000円増額し、5億9,013万3,000円とする補正であります。

歳出につきましては、基金積立金を増額し、一般会計繰出金を減額するものでございます。

歳入につきましては、平成26年度からの繰越金を計上するものでございます。

次に、議第 17 号、平成 27 年度中和消防事業特別会計補正予算（第 2 号）について、41 ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ 2,459 万 2,000 円増額し、27 億 6,588 万 9,000 円とする補正であります。

歳出につきましては、人件費及び基金積立金を増額し、高田消防署東出張所シャッター工事費、一般会計繰出金等を減額するものでございます。

歳入につきましては、平成 26 年度からの繰越金を計上するものでございます。

次に、議第 18 号、平成 27 年度中吉野消防事業特別会計補正予算（第 2 号）について、45 ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ 293 万円増額し、7 億 5,565 万 1,000 円とする補正であります。

歳出につきましては、人件費を増額し、一般会計繰出金を減額するものでございます。

歳入については、基金から繰り入れするものでございます。

次に、議第 19 号、平成 27 年度香芝・広陵消防事業特別会計補正予算（第 2 号）について、49 ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ 1,713 万 4,000 円増額し、12 億 9,617 万 5,000 円とする補正であります。

歳出につきましては、人件費、裁判結審による弁護士委託料及び基金積立金を増額し、一般会計繰出金を減額するものでございます。

歳入につきましては、オークションによる水槽付きポンプ車の売却収入及び平成 26 年度からの繰越金を計上するものでございます。

次に、議第 20 号、平成 27 年度野迫川消防事業特別会計補正予算（第 2 号）について、53 ページをお開きください。

歳入歳出予算をそれぞれ 10 万 8,000 円増額し、9,624 万 7,000 円とする補正であります。

歳出につきましては、平成 27 年度に高規格救急車の購入を予定していましたが、平成 28 年度に変更することによりまして減額し、当該購入費用に充てるために基金に積み立てるとともに、一般会計繰出金を減額するものでございます。

歳入につきましては、平成 26 年度からの繰越金を計上するものでございます。

以上をもちまして、平成 27 年度一般会計補正予算及び平成 27 年度各特別会計補正予算についての説明を終わります。慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大垣良夫君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより議第 8 号から議第 20 号までの 13 議案について、一括採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、この 13 議案について、一括採決することにいたします。

それでは、議第 8 号、平成 27 年度一般会計補正予算（第 2 号）から議第 20 号、平成



27年度野迫川消防事業特別会計補正予算（第2号）までの13議案については、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、議第8号から議第20号までの13議案を原案どおり可決することに決しました。

---

日程第29 議第21号 平成28年度奈良県広域消防組合一般会計予算から、日程第41 議第33号 平成28年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計予算までの13議案について

○議長（大垣良夫君） 日程第29、議第21号、平成28年度奈良県広域消防組合一般会計予算から、日程第41、議第33号、平成28年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計予算までの13議案については、予算の件であるので一括説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 補正予算と同様に、説明に当たりましては奈良県広域消防組合という文言については省略させていただきますので、ご了承お願いいたします。

本案は、平成28年度一般会計、各特別会計の予算について説明申し上げます。

その内容は、お手元に提出しております一般会計、特別会計予算書及び予算に関する説明書に記載しております。

それでは、予算の概要について、逐次説明いたします。

まず、議第21号、平成28年度一般会計予算について、ご説明いたします。

別冊の予算に関する説明書の1、2ページをご覧ください。

歳入につきましては、デジタル・指令センターに係る県の補助金3,435万8,000円、繰入金7億9,718万2,000円、組合債1億8,720万円等で、合計10億2,825万4,000円でございます。

歳出につきましては、総務費1億6,612万3,000円、消防費6億2,326万5,000円、公債費2億3,432万6,000円等で、合計10億2,825万4,000円でございます。前年度と比較しまして16億4,027万3,000円、60.8%の減額となっています。

主な新規事業といたしましては、消防救急デジタル無線整備に伴うアナログ無線撤去費が9,757万1,000円、通信指令センター維持経費が9,040万円でございます。

次に、議第22号、山辺消防事業特別会計予算について、29、30ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金16億7,642万1,000円、諸収入1,698万6,000円、組合債3,460万円等で、合計17億3,039万円でございます。

歳出は、消防費16億7,300万2,000円、公債費5,688万8,000円等で、合計17億3,039万円、前年度と比較しまして3,953万7,000円、2.2%の減額となっています。

主要な事業としましては、天理消防署に配備する消防ポンプ自動車及び磯城消防署に配備いたします高規格救急自動車等を購入するものでございます。

次に、議第23号、桜井消防事業特別会計予算について、51、52ページをご覧ください。

さい。

歳入は、分担金及び負担金7億1,934万5,000円、組合債4億5,430万円等で、合計11億7,379万7,000円でございます。

歳出は、消防費11億6,455万9,000円、公債費873万8,000円等で、合計11億7,379万7,000円、前年度と比べまして6,624万1,000円、6.0%の増額でございます。

主な事業といたしましては、平成27年度から引き続いての桜井消防庁舎の整備事業、消防ポンプ自動車の購入事業でございます。

次に、議第24号、五條消防事業特別会計予算について、71、72ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金8億2,462万4,000円、諸収入884万5,000円等で、合計8億3,398万1,000円でございます。

歳出は、消防費8億3,298万1,000円等で、合計8億3,398万1,000円、前年度と比べまして2,874万5,000円、3.6%の増額であります。

主要な事業といたしましては、五條消防署に配備いたします小型動力ポンプ付き積載車の購入でございます。

次に、議第25号、大和郡山消防事業特別会計予算について、91、92ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金7億3,984万2,000円、組合債2,450万円等で、合計7億7,570万1,000円でございます。

歳出は、消防費7億6,684万8,000円、公債費835万3,000円等で、合計7億7,570万1,000円、前年度と比べまして4,143万4,000円、5.6%の増額となっております。

主要な事業といたしましては、大和郡山消防署に配備いたします高規格救急自動車の購入でございます。

次に、議第26号、西和消防事業特別会計予算について、111、112ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金16億3,659万4,000円、繰入金842万8,000円等で、合計16億4,751万2,000円でございます。

歳出は、消防費16億3,475万9,000円、公債費1,075万3,000円等で、合計16億4,751万1,000円、前年度と比べて521万2,000円、0.3%の増額でございます。

次に、議第27号、宇陀消防事業特別会計予算について、131、132ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金で10億7,727万8,000円、組合債1億340万円等で、合計11億9,072万4,000円でございます。

歳出は、消防費11億7,181万5,000円、公債費1,790万9,000円等で、合計11億9,072万4,000円、前年度と比べまして8,927万7,000円、8.1%の増額でございます。

主な事業としましては、宇陀消防署に配備します救助工作車を購入する他、宇陀消防署

東分署庁舎耐震改修工事設計委託料であります。

次に、議第28号、葛城消防事業特別会計予算について、153、154ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金5億396万3,000円、繰入金500万円等で、合計5億1,002万2,000円でございます。

歳出は、消防費5億910万1,000円等で、合計5億1,002万2,000円、前年度と比べまして3,889万2,000円、8.3%の増額であります。

次に、議第29号、吉野消防事業特別会計予算について、173、174ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金5億9,632万2,000円、諸収入1,344万3,000円等で、合計6億1,000万8,000円でございます。

歳出は、消防費6億835万8,000円等で、合計6億1,000万8,000円、前年度と比較して3,328万2,000円、5.8%の増額でございます。

主要な事業といたしましては、吉野消防署の庁舎修繕工事があります。

次に、議第30号、中和消防事業特別会計予算について、193、194ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金26億1,599万9,000円、繰入金3,500万円、諸収入1,402万8,000円、組合債1億9,720万円等で、合計28億6,482万1,000円でございます。

歳出は、消防費27億7,317万円、公債費8,665万1,000円等で、合計28億6,482万1,000円、前年度と比較して1億3,582万1,000円、5.0%の増額でございます。

主要な事業といたしましては、高田消防署の屈折梯子自動車及び高規格救急自動車2台の購入並びに高田消防署の施設整備等でございます。

次に、議第31号、中吉野消防事業特別会計予算について、215、216ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金7億5,932万9,000円、諸収入694万9,000円等で、合計7億6,980万2,000円でございます。

歳出は、消防費7億4,864万円、公債費2,016万2,000円等で、合計7億6,980万2,000円、前年度と比べまして2,182万3,000円、2.9%の増額でございます。

主な事業といたしましては、大淀消防署の人員搬送車の購入でございます。

次に、議第32号、香芝・広陵消防事業特別会計予算について、237、238ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金12億4,888万1,000円、諸収入1,133万9,000円、組合債1億1,020万円等で、合計13億7,154万9,000円でございます。

歳出は、消防費12億405万4,000円、公債費1億6,619万5,000円等で、合計13億7,154万9,000円、前年度と比べまして9,765万2,000円、7.7%の増額でございます。

主な事業といたしましては、広陵消防署の高規格救急自動車の購入、香芝消防署の訓練

塔整備であります。

次に、議第 33 号、野迫川消防事業特別会計予算について、259、260 ページをご覧ください。

歳入は、分担金及び負担金 3,232 万 5,000 円、繰入金 2,990 万 5,000 円、組合債 2,640 万円で、合計 8,863 万円でございます。

歳出は、消防費 8,763 万円等で、合計 8,863 万円、前年度と比べまして 691 万円、7.2%の減額でございます。

主な事業といたしましては、高規格救急自動車の購入がございます。

以上で、予算の説明を終わります。

よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大垣良夫君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

竹邑議員。

○4 番（竹邑利文君） AVMの装着なんですけど、山辺区分で補正で出ていますけど、新年度予算では全く出ておりません。だから、全車全てもう AVMは装着済みですか。

○議長（大垣良夫君） 松本次長、どうぞ。

○通信指令センター長（松本圭祐君） 通信指令センターの松本です。よろしくお願いします。

一応、救急車及び既存の消防車には付いておりますが、小型の搬送車等には現在付けておりません。以上です。

○4 番（竹邑利文君） 結構です。

○議長（大垣良夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより議第 21 号から議第 33 号までの 13 議案について、一括採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、この 13 議案について、一括採決することにいたします。

それでは、議第 21 号、平成 28 年度一般会計予算から、議第 33 号、平成 28 年度野迫川消防事業特別会計予算までの 13 議案については、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、議第 21 号から議第 33 号までの 13 議案を原案どおり可決することに決しました。

---

## 日程第 42 議第 34 号 奈良県広域消防組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大垣良夫君） 次に、日程第 42、議第 34 号、奈良県広域消防組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第３４号、奈良県広域消防組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本日お配りいたしました追加の議案書、議第３４号をお開きください。

本案は、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴いまして、障害厚生年金等の支給額を改める必要があることから、本条例を改正するものでございます。

○議長（大垣良夫君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第３４号、奈良県広域消防組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大垣良夫君） 異議がないようでございますので、議第３４号を原案どおり可決することに決しました。

---

## 管理者閉会挨拶

○議長（大垣良夫君） 以上で、本定例会に提出されました議案を全て議了いたしました。

平成２８年奈良県広域消防組合議会第１回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議を賜るとともに、議会運営にご協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ここで管理者からご挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、長時間にわたりまして、重要な議案を提案いたしましたところ、慎重なるご審議を賜りまして、本日ここに全議案滞りなく議了いたしました。厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、今年度は、通信の一元化に向けて、旧１１区分全ての通信回線の切り替えが完了いたしました。４月１日からは、通信統合によりまして、組合として新しいステージに入ろうということになっています。そうなりますと、組管内の救急活動、消防活動等が直近出動となることでありますので、広域化のスケールメリットである初動、増援体制や現場到着時間の短縮などが可能になってまいります。

また、来年度から我々の組合のトップに総務省消防庁から消防長をお迎えすることとなっております。当組合に新風を入れていただき、国と密接なパイプを構築することで、全国の政令指定都市並みの消防と肩を並べて活動することになります。今後の諸課題への取り組みをはじめ、組合を運営していく上で大変有益であると考えています。

当組合が新しい指導力を得て、さらにマンパワーの強化と質の高い組織を作るために、職員の皆様方には常日頃からの精進を期待しています。

そして、今後も当組合の消防力の強化を図るために、組織力の強化と後継者の指導育成にも全力を尽くし、組織作りと人作りに重点を置きながら、組織の強化と活性化に取り組んでまいりたいと考えています。

また、5月には本部5階に作戦室ができ上がります。次回の消防議会からは本部で行われる予定です。

また、通信指令センターも含めてでき上がりますので、各皆様方の地域の皆さん方にもそこに視察に行っていただきたいな、そして我々がやっている安心、安全の根幹はここにあるんだということを皆さんに目で訴えていただければなと、そんなふうに考えています。どうか皆様方には今後ますます本組合に対しましてお力添えとご協力を切にお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（大垣良夫君）** これをもちまして、平成28年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 垣 良 夫

署 名 議 員 西 村 元 秀

署 名 議 員 阪 中 隆 一